

国土審議会土地対策分科会企画部会 地籍調査促進検討小委員会（第3回）

平成19年8月8日

【石川国土調査課長】 それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思いをします。

ただいまから第3回地籍調査促進検討小委員会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただきます国土調査課長の石川でございます。この7月10日に異動してまいりました。これからお世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、この7月10日で土地水資源局の局内幹部の異動がございましたので、御紹介いたします。小澤土地水資源局長でございます。

【小澤土地水資源局長】 小澤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【石川国土調査課長】 宮崎土地水資源局次長でございます。

【宮崎土地水資源局次長】 宮崎でございます。よろしくお願ひします。

【石川国土調査課長】 赤川総務課長でございます。

【赤川総務課長】 赤川でございます。どうぞよろしくお願ひします。

【石川国土調査課長】 佐々木土地政策課長でございます。

【佐々木土地政策課長】 佐々木でございます。よろしくお願ひいたします。

【石川国土調査課長】 本日は碓井委員並びに久野委員につきましては、所用のため御欠席という連絡をいただいております。

それでは、まずお手元に配付の資料の確認をさせていただきたいと思いをします。上から順に議事次第、座席表、委員名簿、前回の御指摘事項、それから資料1、資料2でございます。よろしいでしょうか。もし不足等ございましたら、仰せつけていただければと思いをします。

それから、資料の最後に前回の議事録の案が入っております。委員の皆様方には既に送付させていただいておりますが、御確認いただいた上で国土交通省ホームページで公開したいと思いをしますので、お気づきの点等ございましたら、事務局まで御連絡いただければと思いをします。

なお、委員の皆様方には前回同様、当小委員会への御出席のための旅費の支給に関しま

して、御記入いただくことが必要な書類を机の上に置かせていただいておりますので、本小委員会終了時までには御記入の上、机上に残していただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事運営につきましては、委員長にお願いしたいと存じます。清水委員長、よろしくお願いいたします。

【清水委員長】 承知しました。今日は第3回、最終回でございますが、検討小委員会の議事に入りたいと思います。

今日の議題は中間取りまとめ（案）についての議論でございますが、その前に今日の資料でもございましたけれども、前回、皆様方から御指摘をいただいた事項について、国土調査課の方から追加的な説明があるということでございますので、まずそれをお願いしたいと思います。

【石川国土調査課長】 それでは、お手元に前回、第2回の地籍調査促進検討小委員会委員からの主要御指摘事項ということで取りまとめておりますので、ご覧いただきたいと思っております。6点書いてございます。

1点目としまして、これは山村部対象ですけれども、外部委託を行うにあたっては、地域事情に精通した良い業者が必要であると。このために助成の継続を行うなど工夫が必要という御指摘でございました。外部委託を行っていくについて、どういう事業者を選定していくかということについては、基本的には事業主体になります市町村等が選定方法について決めていくわけですけれども、地籍調査を安定的な形で実施していくためには、その地域、地域で事情に精通した事業者が地籍調査のノウハウをしっかりと蓄積して、安定的に行うということが望ましいだろうと考えております。私どもとしまして、そういう地籍調査の能力を十分備えた事業者がしっかりと確保されますように研修を行う等、そういう事業者の確保に配慮していきたい。そういう形で進めていきたいと思っております。

それから2つ目でございますが、不在村者の境界確認において代理人を活用する場合には、精通者の聞き取り調査結果や空中写真などの資料により説明を行うなど、トラブルとならないように不在村者への説明をしっかりと行うことが必要という御指摘でございます。山村部ですと不在村化が進んでいるということで、代理人を活用してそういう資料をつくるということがございましたけれども、これにつきまして御指摘を踏まえて、できるだけ不在村の方には丁寧に説明をしていくという慎重な配慮をしていかなければいけないと思っております。これにつきましては後ほどの中間取りまとめ（案）の中にも書き込んでおりますので、その際にも説明させていただきたいと思っております。

それから3つ目、間伐や林道の整備など、林野庁が実施している事業との連携を行うことで、地籍調査を促進する方策を考えるべきということでございます。林野庁とは山村部での地籍調査につきまして、これまでも一定の連携を進めているわけですが、特に山村に係ります林野庁の持っている森林計画図などについてはあちらから提供していただいて、また地籍調査の成果につきましてはこちら側から提供を行います等、情報の共有化を図っていく必要があるだろうと思っております。そういう点での連携とか、あるいは公共事業の実施に伴いまして、事業者の地籍調査部門との連携も必要かと思っておりますので、そういう点において一層連携を強化してまいりたいと思っております。

それから4点目ですが、在村の地権者の立会結果を客観的な資料として、立会を弾力化することは妥当という御指摘でございます。私どもとしまして、立会について弾力化、効率的な行い方を検討しているわけですが、それによって問題が生じないように、実施に当たりましては慎重に行ってまいりたいと思います。これにつきましても後ほどの中間取りまとめ(案)の中に記述がございますので、そのときまた説明させていただきたいと思っております。

それから5つ目、不在村化や高齢化に対応して、早く境界を確定する努力が必要ということでございます。御指摘のとおりでございます。今、山村境界の保全事業ということで、一部国が直接100%国費で境界を残していくという作業をしているわけですが、それに加えて本体の事業でも境界確定を先行的に進める手法が導入できないか。そのための促進の方策を検討してまいりたいと考えております。

最後、6点目ですが、砂防などで利用されている空中写真や山村に関するさまざまな資料についてもよく調べて利用することを考えるべきではないかという御指摘でございます。既に森林計画図などさまざまなデータの活用を図っておりますけれども、御指摘を踏まえまして、より一層情報の範囲を広げて、その他のデータの活用についても考えてまいりたいと思っております。

前回の御指摘に対しますコメントは以上でございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。前回の御指摘事項に対する御説明ですが、いかがでしょうか。御意見、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本格的な議題の方に入りたいと思いますが、今日は中間取りまとめ(案)についての議論でございます。既に皆様方のところには、国土調査課から郵送で本日の資料

に相当するものが届いているかと思えます。それについての議論でございます。事務局から中間取りまとめ(案)のポイントと、それに基づく中間取りまとめ(案) 報告書のイメージのものです。これを提示していただいておりますので、皆様方のお手元に既に届いているものですが、若干オーバービューするという意味もございますので、まずは石川課長さんの方からこの資料についての説明をお願いしたいと思います。

【石川国土調査課長】 それでは、中間取りまとめ(案)につきまして御説明させていただきます。資料につきましては、資料1でポイントを整理しておりますけれども、資料2の本体の案の方で御説明したいと思います。案の中身につきまして、あらかじめ委員の皆様方に送らせていただいておりますけれども、中で一部修正等入っておりますので、その辺についてまた御説明したいと思います。

1ページめくっていただきまして目次でございます。この取りまとめ(案)の中では、これまで2回のこの小委員会で御議論いただきました内容を中心としまして、その他省内で検討・議論しているような課題とか、方向につきましても織り込ませていただいて、整理してございます。

全体を3章で構成してございまして、1つ目、第1章が都市部におきます地籍調査、またその推進方向。第2章では山村部における地籍調査、その現状とまた今後の推進方向。第3章では、地籍調査全般に係ります推進に向けた環境の整備ということで整理してございます。

1ページ、「はじめに」というところですが、ここではこの検討小委員会が設置されました経緯とか、この中間取りまとめを行っている経過を整理してございます。内容につきましては省略させていただきます。

第1章、都市部における地籍調査ということで、まず都市部での地籍調査の現状でございます。全国で地籍調査全体では平成18年度末で47%の進捗なんです。都市部では特に19%と低い水準にあるということでございます。また、県別に見ましても、県によって大きく差が開いている。100%近いところもあれば、数%ということもあるということでございます。

それから、2ページにまいります。特に都市部で地籍調査が進まない理由ということで整理しております。1回目のときにも御説明しておりますけれども、特に都市部では権利関係が複雑で、境界確認に困難を伴う場合が多い。あるいは一筆の面積が小さくて、その筆数が多いということで、作業に極めて長い期間、また多額の費用が見込まれるという

点がございます。

また、住民あるいは行政側に、地籍調査の必要性とか、効果が十分に理解されていない場合が多いということで、まだ調査着手への機運が高まっていないということがございます。

3点目には、住民の意識としまして、できるだけそういうトラブルにつながらないようにという意識もあるということで、立会などへの協力が得にくいという点が書いてございます。その他、こういう実態については、さらによく分析する必要があるという御指摘がございました。

それから、こういう遅れに伴います問題ということですが、これも何点が整理しております。1つには土地取引について地籍調査が進んでいないと、さまざまなリスクが懸念されるということが1点目でございます。

それから、2点目としましては土地再生への支障ということで、市街地の再開発事業とか、土地区画整理事業など、そういう面的な事業、道路等の線的事業、あるいはマンション建設など、民間開発事業を進める上でもこういう地籍調査が行われていないと、そういう境界の明確化のために長期を要する、あるいは費用も要するということが書いてございます。

大きな3点目としまして災害復旧の遅れということで、大規模な災害等が発生した場合に、災害復旧にかかろうとしても土地の境界がはっきりしていないということで、復旧の方もなかなか円滑に進めることができないという問題がございます。

それから4点目としまして、公共用地の管理の負担増大と。市区町で管理すべき公共用地について地籍調査が行われていないと、そのたびに資料をつくっていかねばいけない。これは大変非効率なことになるということがございます。

それから5点目としましては、地理情報システムの有用性の低下ということで、いわゆるGISの活用につきまして、これからさらに活用の拡大を図っていくということなんですけれども、こういう地籍調査が進んでいないところでは、なかなかそういうデータが、要は大縮尺での地図情報が得にくいということで、こういうGISのシステムができていても、なかなか活用の点で思うように進まないということが懸念されるということでございます。

それから3ページ中ほどですが、これまでに講じられてきた措置としまして、1点目として都市再生の街区基本調査を実施しております。特にDID、人口密集地区に対して、

平成16年から3年間かけまして街区の調査、基礎的な街区の形がどうなっているかという
ことを、国が直接調査を行っているということでございます。

次の4ページを見ていただきたいと思います、街区基本調査の中身を書いております。

1つ目には、街区調査を行うに当たりまして街区基準点、測量に必要な基準点を全国D
ID地区、まだ地籍調査が終わっていないDID地区について、約1万平方キロメートル
ございますが、これに約20万点の街区基準点を設置しております。この基準点は世界測
地系の座標値を備えておりますので、これをもとに測量を行えば、世界測地系での座標値
が定まっていく。まず、この基準点を置いたということで、この地区での測量が行われる
ときは、それだけの精度を持った測量が可能になるということでございます。それが1点
でございます。

それから、2つ目としまして街区点の調査。図3に絵がございますけれども、街区の四
隅に当たるような位置、これについて正確な位置を測量で求める。全国DIDで約230
万点の街区点を座標値で把握しているということでございます。

それから、3つ目としまして公図の数値化。これは登記所に備えられています地図に準
ずる図面、公図でございますが、必ずしも正しい位置を示していないものですから、これ
について実際の街区調査を行った結果と重ね合わせてずれを見るということなんです、
そのために公図の方も数値化をしまして、デジタル処理が可能となるような数値化をして
いるということでございます。要は地籍調査の終わっていないDID地区での公図という
ものは、すべてこの事業によりまして数値化がされたということでございます。

4番目ですが、データベース化とありますが、街区点の調査の成果を数値化されました
公図と重ね合わせまして、どれくらいずれがあるか。その整合、乖離の度合いについて確
認しまして、あわせてデータベース化をしております。結果、5ページの上の方にござ
いますけれども、地区によって非常に精度の高い、公図とのずれが数センチの例と、また
数メートルに及ぶような例までであるということでございます。そういう結果が出たとい
うことでございます。

それから、調査成果の活用ということで、1番目としまして、精度の高い地積測量
図の蓄積ということでございます。先程申し上げましたように、DIDについて街区基準
点が約20万点設置されて、網羅されましたので、これを基準にしてこの地区で個別の土
地の測量を行うときには、世界測地系での座標値を用いて精度の高い測量が可能になった
ということで、地積測量図について、そういう精度の高いものの蓄積が可能になったとい

うこととございます。

2点目としまして、公図と現況のずれの公表ということで、これも一部始まっておりますが、国土交通省のホームページの中で、先程の街区調査の結果と実際の公図を重ね合わせたものを公開してございます。公開している公図の約6割について、1メートル以上の大きなずれが認められたということとございます。こういうことを広く国民の方に見ていただきまして、これからの地籍調査の必要性について御理解いただけるのではないかと考えてございます。

3番目としまして、極めて精度の高い公図の正式地図化ということで、今あります公図の非常に精度の高いものにつきましては、座標値を付与しまして、これを図上で修正することによりまして、いわゆる不動産登記法の14条地図と同等の精度の持ったものに修正、補正してまいるという作業を進めているところでございます。特に精度の高い公図というのは、土地区画整理事業等が行われましたところで、筆界点の数値座標が残されていて、かつ確定測量時に設置されました筆界杭が一定程度現存するところです。現在、約180平方キロメートル程度の地域でそういう作業が進められているということとございます。

次の2.2に移りますが、官民境界に集中しました調査の推進ということで、これまで取り組まれてきた中身でございますけれども、地籍調査の中でも特に一筆一筆をすべて現地調査で行っていくのは非常に時間のかかることとなりますので、まずは道路と住宅地との境目を先に調査してしまうと。(1)にありますけれども、官民境界等先行調査というものを平成14年度から進めてございます。通常的地籍調査に先行して官民境界、あるいは官官の境界について筆界点の調査測量を実施するというところでございまして、これは通常、本体の地籍調査事業で行いますので、土地所有者等の立会が必要とされるというものでございます。

次の(2)都市再生街区基本調査ということで、これは今年度から始まっておりますけれども、土地活用促進調査というものでございます。これまで3年間、先程説明しました街区基本調査で、街区の四隅については正しい位置を把握しているところでございますけれども、さらには街区の外周部について、特に人口密集の市街地、あるいは中心市街地などを対象としまして、これは国費100%、国が直轄で行っているものですが、地籍整備の前提となります街区の外周の位置について調査をしまして、基礎的なデータを整備していく。そういう事業を行っております。

以上がこれまでとってきた措置でございます。

それから、7ページの3番、都市部における地籍整備の推進方向でございます。3.1としまして、調査促進方策の方向性ということですが、街区基本調査の結果、都市部では公図について実際の街区の位置と比べて非常に精度の高いものと、また精度の悪いものといえますか、はずれているものがあるということで、現況と公図のずれの程度に応じまして、大きく3タイプに分けて取組について考えるということが効率的だろうというふうに書いてございます。

そこで、(1)としまして、公図と現況が概ね一致する地域ということでございます。ここではどういう場合が概ね一致するというふうに考えるかということですが、1つ目としましては、そのずれの程度、1点1点のずれについては残差と呼んでおりますけれども、これの平均二乗誤差、標準偏差が7センチメートル以内と。いわゆる中都市の市街地区域に求められる精度区分の甲2に該当するわけですけれども、その程度までの精度を持った公図であるということが1つ。それから、その公図の根拠としまして、土地区画整理事業等で作成された筆界創設の根拠が明確なものである。そういう2点の要件を置きまして、これを満たすようなものについてはこのタイプ、公図と現況が概ね一致する地域としまして、これについては図上でといいますか、14条地図に向けて補正を行って地図化を図っている。既にこの作業は実施されているということでございます。

2つ目は公図と現況が大きく異なる地域についてですが、これもどの程度ということでございますけれども、先程申し上げました残差の平均二乗誤差で6メートルを超えているようなもの、こういう地区についてはなかなか街区基本調査の成果をそのまま活用ということは困難でありますので、通常的地籍調査によりますか、あるいは法務省で実施しております登記所備付地図の作成作業によりまして整備を進めていくということが適当であろうと書いております。

3番目がちょうどその2つの間に入るような地域、一定程度一致する地域ということでございます。こういう地域について、実際の地区でサンプル的に推計してみますと、都市部の公図の約9割ぐらいをこういう地区が占めているということでございます。ですから、こういう地域について、どういう対応をしていくかということが非常に重要だろうということでございます。地積測量図とか、立会済みの実測図など、一筆地について民間で作成されております、いわゆる民民の境界についての情報も別途ございますので、そういうものを効率的に地籍整備に活用していく。そういう形で手法を検討すべきというふうに述べてございます。

地積測量図につきましては、平成17年に不動産登記規則が改正されまして、原則として世界測地系での座標値が付与された、そういう精度の高い地積測量図、座標値がしっかり示されたものが求められておりまして、一方で街区基準点についてこの3年間で整備されておりますので、そういう作成も可能になったということでございます。そういう環境は整っているということでございますので、民民のところにつきましては地積測量図とか、こういった立会済み実測図等を活用して14条地図に近づけていく。まず、地籍図をつくっていくに当たって、そういうものを利用していくというのが1つの方向であろうということでございます。

今申し上げましたことがちょうど中ほどにございますけれども、このようなことから都市部における地籍整備の推進手法としては、市区町による官民境界の調査を推進するとともに、登記所に提出される地積測量図の活用により、民民境界の情報を収集・蓄積した上で、既存の測量成果のない残された区画を補完的に調査し、地籍図を完成していく。そういう手法について重点を置いて検討すべきであるというふうに指摘してございます。

ただ、今後、そういう手法をとっていくにしましても、課題ということで3点挙げてございます。

1つ目が関係機関の体制づくりということで、市区町ではそういう官民境界についての調査結果があるわけです。先程の例えば官民境界の先行調査等、そういう結果があるわけですが、そういう調査結果が市区町にありまして、また登記所の方では地積測量図について情報が集まっているということでございます。両方で持っております情報について連携しながら、これをしっかり地籍図の作成に向けて活用していく。そういう意味で関係者の役割分担とか、情報蓄積のルールを明らかにしていく必要があるだろうということでございます。また、国におきましては、こういう手法、これらの情報を公図に反映させて、地籍調査実施のための素図を効率的に作成する技術的な手法を開発しまして、これを市区町に対して提供していくべきであると書いてございます。

それから、2つ目の課題としましては、活用可能な一筆情報の範囲の明確化ということでございます。先程から地積測量図とか、立会済みの実測図など、そういう精度の高いものについて活用するというふうにお話ししましたけれども、さらには今後のそういう活用すべき情報として、筆界特定書、筆界特定制度によって特定されていった、そういう情報とか、あるいは8ページの下の方にありますけれども、電力・ガスなどの公共企業体が保有する既存の民間の測量データ等につきましても、精度の高いものにつきましては利用の

可能性を検討していくべきだろうというふうに言っています。

課題の3点目としまして、所要の規定の整備ということで、こういう手法を用いて地籍図をつくっていくわけですが、それに対して完成した図面を地籍図として取り扱うことにつきまして、必要な手続を関係機関の中で明確にしていく。これについて検討すべきであるというふうに整理してございます。

それから、今後の推進方向の2つ目としまして、地籍整備で得られた情報の有効活用ということでございます。地籍調査の結果、地籍図というものが用いられますけれども、国民あるいは行政・企業のニーズとしましては、必ずしも地籍図に相当する精度を求めているようなケースもあるということでございますので、それぞれのニーズに応じた形で情報提供がされるなど有効活用が可能で、そういう道も探っていくべきではないかということでございます。利用者のさまざまなニーズにこたえる観点から、これら官民境界情報、あるいは登記所に提出された地積測量図を利用して、一定の精度と正確性を有する図面を整備・提供するための手法についても検討すべきであるというふうに整理してございます。

これは先般、本年5月に制定されました地理空間情報活用推進基本法、いわゆるNSDI法の趣旨にも則っているものというふうに考えてございます。GISの有効活用に向けて、こういう地籍整備の情報がこの中で活用されるような仕方についても検討していくべきだろうという中身でございます。

次の10ページには、先程から御説明しました3タイプ、都市部におきます現況と公図のずれの程度に応じて3タイプに分けて、今ほど御説明しましたような流れに沿って、不動産登記法の14条地図に向けた作業のフローについて書いてございます。

11ページからでございますが、山村部における地籍調査ということで、現状をまず述べております。林地では平成18年度末で40%の地籍調査の進捗率ということで、全国平均から比べて低い状況にあるということでございます。また、県によりまして、大きく差が開いているということでございます。

地籍調査が進まない理由としまして、土地所有者の高齢化・不在村化による境界確認が困難、あるいはそもそも山林・原野の公図は精度に問題があるものが多い。地形的に測量が困難である。そういう進まない理由というものを挙げてございます。

地籍調査の遅れに伴います問題としまして、特に高齢化、あるいは不在村化が進んでいるということで、境界についての情報、人の記憶、人証も失われつつあり、また森林の管理も十分に行われていないということから、境界の目印になっていました物証も失われつ

つあるということでございます。そういう問題が1つございます。

それから、12ページの上の(2)ですが、地籍がはっきりしていないことによって適切な森林管理を行うことにも支障になる。ひいては森林が持ちます多面的機能の発揮の妨げにもなるということ、12ページの上の方で整理してございます。

そこで、これまでに講じられてきた措置ということで、2.1としまして山村境界保全事業、これは平成16年度から国が直轄で行っている事業でございます、まずそういう不在村化等が進んで、境界確認がだんだん難しくなっていくような地区を対象にしまして、できるだけ簡易な手法によりまして一筆ごとの概ねの境に当たる点を残す、一筆ごとの位置形状について、現地で残していく。それについて位置とか形状の図面を作成して、境界を保全していく。そういう事業でございます。

具体的な中身について、12ページの下から出てございます。現地調査としまして、これは現地での土地所有者の立会が必要としませんけれども、今ある公図とか森林基本図、空中写真等の資料、あるいは地元の精通者の証言などに基づきまして現地調査を行い、おおよその境界の位置を確認していく。確認されました境界について、2番目の山村境界保全図として、簡易な測量手法を用いて図面を整備していくというものでございます。また、土地の所在、地目、地積、所有者等を記載しました調査票を作成しまして、山村境界保全簿というもので取りまとめているということでございます。

それからもう1つ、これまで講じられた措置ということで、特に一筆地調査について、土地家屋調査士など外部の専門家の活用というものを図っていく仕組みがございますけれども、特に山村部ですと、作業量も非常に多いということがございますので、平成12年度からこの一筆地調査におきます外部専門家活用の仕組みを取り入れてございます。当初は例えば新規着手市町村など職員の負担が急に増えるようなところに、地域を絞って制度が導入されましたが、平成18年度からは全国どこの地区でも外部専門家の活用ができるような形になってございます。特に山村部では、現地に熟知されています森林組合の活用が図られているということで、平成18年度には12県29市町村で森林組合への委託がされているということでございます。

そこで、13ページ中ほどにあります、前回御指摘いただいた点について「なお」と書きまして、外部専門家の活用に当たっては、安定的な地籍調査の実施のため、各地域で地籍調査を継続的に実施できる能力を持つ事業者の育成確保に向けた研修を行うなど、配慮が必要というふうに書いてございます。

3番としまして、山村部における地籍整備の推進方向ということでございます。1つ目として、境界確認の効率化に向けた調査手法の見直しでございます。基本的な考え方としまして、特に不在村者が多くなっているということで、境界確認というものが非常に大きな負担になっているということです。

現行の地籍調査の仕組みの中でも土地所有者の立会の協力が得られない相当の理由があって、かつ筆界確認に必要な資料が存在する場合には、その資料に基づいて筆界の位置を示す資料を作成し、土地所有者に送付して確認を行う。そういう仕組みがあるわけですが、山村部ではなかなかそういう客観的な資料、登記所に提出されました地積測量図というものも少なく、また筆界確認に必要な資料がほとんどないということです。これまで活用があまりされていなかったということです。

こういうことを受けまして、不在村の土地所有者によります境界確認を効率的に実施する手法ということで、具体的な運用方法を国が示して、市町村に提供していくべきだというふうに書いてございます。

詳細な中身につきましては、14ページに書かれてございます。

具体的な対応の方向としまして、現地に精通している人の協力を得ることで筆界の位置を確認し、仮杭の設置や測量を実施することは可能である。そういう仮杭の位置情報をもとにしまして筆界案を作成し、不在村の土地所有者に送付して確認を求めていく。そういうことで境界確認の効率化を図っていくというふうに書いてございます。これによって実際の測量結果も示されるということで、土地所有者に対しては説得力のある筆界案が作成され、また、あわせて空中写真などの活用も検討すべきというふうに書いてございます。

また、筆界案を送付しまして、すぐに確認がされなかったとしましても、山村部ではあまり土地の異動も頻繁ではないということで、仮杭として位置情報が残されていれば、後日に立会を行っていただいて、調査を進めるということも可能であろうということでございます。

また、現地境界を熟知している在村者を活用することによりまして効率的な実施が可能であって、そういう仕方についても、さらに周知を図っていく必要があるということを書いてございます。

あと1点、これも先程の前の御指摘事項にありましたけれども、こういう現地精通者、あるいは在村の代理人によって現地確認を行っていただくんですけれども、時によっては不在村の土地所有者と利害関係を有する場合もございますので、そういうことについても

十分配慮しまして、土地所有者に対してはその辺の状況について十分な説明をした上で、運用していくように配慮する必要があるというふうに書いてございます。

それから、山村部での2つ目の方向でございますけれども、包括外部委託の導入ということで、現在、地籍調査がまだ終わっていない全国の地区の7割を林地が占めているということで、さらに調査の仕方について効率的に行っていかなければいけないということでございます。

そこで、外部の専門家による委託というのはありましたけれども、作業について、測量とか、一筆地調査とか、それぞれ分けて出すのではなくて、一体として包括的に業務を出す。基準点、地籍図根三角測量から閲覧まで一番広くとった場合には、それらの作業工程全体にわたって、1件の委託として包括的に外部委託をするという仕組みが入れられないかということでございます。都市部におきましては、既にそういう措置がとられているところでございますけれども、山村部におきましても同様の措置ができないかを検討していくべきだというふうに書いてございます。

それから、3.3としましては、これは測量の手法の方ですけれども、新技術の活用などによる簡易な測量手法の導入ということで、衛星を用いました測量手法でありますDGPS、あるいはデジタル方位距離計等、測量機器につきましては新技術がかなり導入されているということでございます。ただ、現在のままでは地籍調査で求められる精度を満たしていないということがございますので、こういう新技術を用いた機器を活用して、さらには必要な精度も保っていくような形で、できるだけ簡易な測量手法を用いる。これによってコスト低減も図りながら、精度を確保する手法を採用できないか検討すべきというふうに書いてございます。

以上が山村部での地籍調査の方法でございます。

それから、16ページからですが、これは地籍調査全般について推進に向けた環境の整備ということで、7点大きく挙げてございます。

1点目が公共事業との連携ということでございます。地籍調査が行われていない場合には、公共事業一般には進めるときに用地の測量等があるわけですけれども、これらがばらばらに行われていると非常に効率が悪い。公共事業部局と地籍調査部局との連携は、双方にとってメリットがある。効率的に行えるということでございます。ですから、事前に情報をよく共有しまして、効率的な調査の進め方を検討すべきであるということでございます。

それから2つ目、新規着手市町村などへの支援ということですが、新規に地籍調査に着手しました市町村には、これまでも地籍調査に精通しましたアドバイザーを国から派遣しているわけですが、特に都市部の地籍調査、一筆地調査等で専門性を有する作業が多いところについては、通常のアドバイザーに加えまして、土地家屋調査士など登記業務に精通した専門家を派遣することにつきましても活用を検討して、支援の充実を図っていく必要があるというふうに書いてございます。

3番目ですが、一筆地調査の促進に向けました取組ということでございます。ここは先程山村部での地籍調査の境界確認の手法のところでも述べましたけれども、現行の仕組みでも筆界案の送付制度というのがございますが、これを効率的に実施していく。その内容の充実により確認手続を円滑化して、その具体的な運用方法についてマニュアルを整備して、市町村などに周知すべきであるということでございます。

それから4番目、民間測量成果の活用ということで、4.1は19条5項指定制度の活用ということでございます。地籍調査によらないもので、他の事業で作成された測量成果でも地籍調査と同等の精度を持ったものについては、これを指定する制度があるわけですが、これについてさらに活用を広く検討していくべきだということでございます。現行では土地区画整理事業とか土地改良事業など、特定の事業の成果については指定をされておりますけれども、こういう事業の範囲につきましてもさらに広げられないか、検討を行う。例えば市街地再開発事業など都市再開発や民間宅地開発などで作成されました測量成果についても、この制度の指定の申請がされますように働きかけを行っていく必要があるのではないか。この制度の活用について記述してございます。

4.2としまして民間測量成果を活用した効率的な地籍調査ということで、今、お話ししました19条5項の指定の要件までは満たさないが、精度としましては十分な精度を持った測量の結果が民間にはある。そういうものもありますので、これにつきまして先程もありましたけれども、電力・ガスなど、例えば公共企業体が独自に保有している測量成果など、地籍調査の作業の効率化に活用することができないか検討を進めていくべきだというふうに書いてございます。

5番目、都市再生街区基本調査成果の民間利用の促進ということでございます。これも御説明しましたが、街区基本調査によりまして、街区基準点が全国のD I D、高密度に整備されておりますので、今後、民間等で測量を行うに当たりまして、この街区基準点の利用の周知活動を強化していくことが必要だというふうに書いてございます。

18ページにまいりますが、筆界特定制度の活用ということでございます。不動産登記法の改正によりまして、平成18年1月から筆界特定制度が施行されておりますけれども、地籍調査を行うに当たりまして、筆界が特定できないケースもありますので、この筆界特定制度の活用によって一筆地調査におきます市町村負担の軽減を図っていくべきであるというふうに書いてございます。ただし、この筆界特定制度を利用する場合には、土地所有者の方に負担がかかるということでございますので、できるだけそういう所有者の方への負担等が軽減されるような、より活用しやすい仕組みを検討する必要があるということもあわせて書いてございます。

もう一つ6.2としまして、登記所備付地図作成作業との連携ということで、法務省では別途公図と現地が著しく相違している地域において、登記所備付地図の作成作業を行っているわけですが、こういう作業の行われている地区の周辺については、地籍調査事業をあわせて行いまして、地域全体の地籍整備を進めていく。そういう両者が連携をとって調査着手を推進していく必要があるというふうに述べてございます。

6.3としまして法務局との連携ということでございますが、地籍調査を行っていくに当たりまして、これまでも国土交通省と法務省との間での連携の通知を地方に送ってございます。具体的に18ページの下にあります。地元住民への説明会に法務局の方へ出席していただくとか、現地調査への協力、あるいは地籍調査の成果案の閲覧の際にも協力をいただく。そういう形で実施してきております。今後もさらにこういう法務局との連携を積極的にとって、特に調査未着手市町村にとって調査をしやすい環境をつくっていくことが必要だろうということでございます。

最後、19ページですが、広報の充実ということで、特に調査未着手の市町村、あるいは国民一般の地籍調査の重要性についての理解を深めていくために、できるだけわかりやすい形でそういう地籍調査の中身、あるいは進捗等について国民に示していく方策について検討すべきであるというふうに書いてございます。

以上、ポイントにつきまして御説明申し上げました。

【清水委員長】 ありがとうございます。中間取りまとめ(案)でございます。これについてあと1時間ほど時間を使って議論してまいりたいと思いますが、第1章、2章、3章と分かれております。テーマがそれぞれ違うものですので、まず第1章の都市部についてのお話を先に議論したいと思っております。どのような視点からでも結構ですので、御意見、あるいは御質問がございましたらお願いいたします。

【藤原委員】 藤原でございますが、主として7ページあたりの都市部における地籍調査の推進方向というところに視点を当てて話をさせていただきたいと思いますが、都市部における地籍の整備の方向として、現に存在している公図を積極的に活用していくということは大変重要なことだと思いますし、ここ数年来の街区基本調査の結果として、そういう使える公図とそうでない公図の振り分けができるようになったということで、これは大変意義深い作業をやってきたということが言えようかと思うのであります。

ただ、私個人としてはちょっと残念だったのは、現地とほぼ一致するという精度の高い公図が、私は悪くても20%、いい場合は30%ぐらいあるのではないかというふうにものごく期待をしていたのであります。結果として出てきた数値は約1割の公図しか現地と合っていないということでありまして、そうなってくるとここにも書いてありますように、一定程度一致する地域というのがほとんどだということになってしまった。

じゃ、その部分をどう整備していくかということで、8ページあたりからいろいろ方法を書いていただいているわけでありまして、まず基本的に第1には官民界を先行してやろうじゃないかという方向が出されてありまして、これは大変意義のあることだと思います。これはぜひやっていくということで、ただ官民界は文字通り官民しかやりませんので、民民は残るわけでありまして。民民が残った分を、地積測量図を活用して掘り起こしをやるということが1つ大きな柱になっているように思うのであります。これは一方では逆に大きな限界も露呈しているというふうにも見れる。

なぜそうなるかということ、地積測量図の掘り起こしはいいのであります。これは平成5年からかなり精度のいい地積測量図をつくっていただいておりますし、今日調査士の先生もお見えになっておりますけれども、調査士の先生方の大変な御苦労でいい測量図が出ているわけでありまして、ただ、そうでありまして、地積測量図として活用できるようなものがどの程度あるかというのは、全くの未知数だと言わざるを得ないと思います。今後、それを調査するというのでありますので、調査すること自体は大変重要なことであると思いますが、ここはかなり未知数の部分がある。

それからもう1つ、地積測量図というのは全筆に出ているわけではありまして、沿革的に言えば全部出るかもしれませんが、それを使えるかどうかという視点でいきますと、分筆とか地積更正とか、そういったところで地積測量図を出すということで、そういった事件の出件率というのは極めて低いのであります。どういうふうに描かれているかわからないんですが、私の感じている知識でいきますと、1年の単位でいけば大体全筆の1%か

2%ですよ、出る率は。ですから、そういうたくいで、それを10年やったとしても10%とか、せいぜいって20%しか出ない。ですから、全筆をフォローするような形では考えられないんです。そういった地積測量図、だからそういう出件率という面から見ても、それ自体は重要ですけども、全筆をフォローする施策としてはあまりにも線が細いと言わざるを得ないというふうに私は思うのであります。

そういうふうに見てくると、国民のところでは今19%進んでいるということでしたか、19%、約20%進むと見て、あと公図の部分で仮に10%、30%。そして、地積測量図で仮に埋めていく、あるいは官民界で埋めていくとしても20%ぐらいじゃないか。そうすると、国民の部分では空白部分が私の推測では40%、50%残る。その空白の部分はどうするんですかという話になるはずなので、その空白の部分は一定程度の公図があるだけですと。こういう話ですので、その部分を埋めるということになると、どうしてもこれは大変で、一步も進まないという話で、大変厳しい話であります。従来、地籍調査を大々的にそういうところに実施していくという線を1本きちっと書いていかないと、この報告書としてもちょっとそのところが弱いのではないかと。そういう感じをちょっと持っております。

【清水委員長】 ありがとうございます。最初の回でも議論があったところかと思えます。石川課長さん、どういうふうにお考えでしょう。

【石川国土調査課長】 今、御指摘がありました官民境界の方を先行して行いまして、その後、地積測量図の精度の高いもので埋めていくという発想、やり方でございますけれども、そういう地積測量図に該当するようなものが集まるのが非常に時間がかかるんじゃないかという御指摘です。

10ページの図がございますが、黄色で色のついたものが一定程度合っているものということで、ここに該当するわけですが、この中で下の方にいきまして、中ほどの官民境界情報の整備プラス地積測量図などの収集・反映ということで、うまく赤枠の中で青い一筆ごとの地積測量図が埋まれば、残った白部分を補足調査ということで対応するという考えなんです。いろいろな事情でそういうことは待ってられないと。まさに地域、地域の状況によるんだと思えますけれども、それはもちろん本体の地籍調査事業により、14条地図に向けて地籍図を作成していくということになると思います。ただ、その際にあっても、当然、地積測量図は活用されますので、作業も軽減されてくると思います。そういうものを少しでも使いながら、効率を上げていくということで活用を考えたいと思っているわけ

でございます。

【藤原委員】 大変必要だと思います。そこは大変苦しいと思うので、そこを迫りつつもつもりはないので。そこは大変だと思うんです。

そこで、例えば10ページでいけば、さっき言われた下のところで、地籍調査というのを真ん中に置いておられますね。地籍調査で急を要する場合等と書いてある。こうなると、これ自体が例外的に急を要する場合しかやらないというふうにもとれなくはないんだけど、これはどういう意味で急を要する場合と書いてあるんですか。むしろ急を要する場合じゃなくて、地籍調査というのは今言ったように、私の推測では40%、50%の国民のところでは地積測量図で埋まらない部分があると思いますので、ここは地籍調査というのは急を要するというか、そういう意味で基本的にやるんだという意味で急を要するというならいいんだけど、趣旨がよくわからなかったので、ここを基本に据えて、従来の一般的な普通の地籍調査も大々的にもっと積極的に、大変ではあるけれども、市区町を説得してやっていくんだという意味がここにちょっと欲しいなど。

【清水委員長】 ありがとうございます。これは長い目で見れば、地積測量図でだんだん埋まっていくけれども、それを待ってられないような場合という意味なんでしょうけどね、急を要するという。

【藤原委員】 そういう意味ですか。

【石川国土調査課長】 この青の部分が相当埋まっていかない。それはとても我々……。

【藤原委員】 でも、かなりの部分があるという認識だと、ちょっとここはね。

【清水委員長】 藤原先生の御指摘は、この青の部分がこんなに多くないだろうということ、ただ、長い目で見れば確かに埋まっていく。

【藤原委員】 長い目で見ればそうですね。だけど、それが10年、20年となっちゃこれは当面の対策で果たしてそういうことを基本に据えていいのかという問題はある。

【石川国土調査課長】 また、この辺の表現ぶり等につきましては検討させていただきたいと思います。

【清水委員長】 そうですね。ただ、全体の方向としてはよろしいですね。せっかくそういうような成果が出るわけですから、それをストックしていくことによってという。たぶん、そのプロセスで何らかでそれを地域の方が知ることによって、また広報的な価値も出てくるわけですね。

【藤原委員】 地積測量図は長くかけたら、全筆に出るだろうという性質のものではな

いんです。

【清水委員長】 そうですね。そこなんです。

【藤原委員】 永遠に出ないですもん。

【山脇委員】 その辺で業務をしている人間として感じているところは、年間に1～2%は図面が出ているということなんですけれども、これは平均的に出ているわけではなくて、例えば開発が進められているところは、今、図にされているような形でどんどん埋まっている地区もありますし、ほとんど動いていない地区もありますので、その辺は地区、地区によってそういう手法をいろいろと考えていただいたらいいのではないかと思います。

【清水委員長】 ありがとうございます。何区でしたっけ、墨田区、北区でしたっけ、こういうような試みをされている区がございましたよね。

【田中補佐】 葛飾区。

【清水委員長】 葛飾区でしたか。葛飾区なんかは結構ぼつぼつとどんどん増えていて、これはしばらくたったら結構埋まっていくぞということを感じさせていただけのような地域だったんですね。ですから、大分地域によって対応が変わってくるんだろうと思いますが、ありがとうございます。

そのほか、この都市部についてまだ御意見を頂戴してない方。

【山下委員】 ちょっとお伺いしたいんですけれども、これは国土全体で都市部と山村部に分けているんですが、基本的なことなんですけれども、都市部はD I Dでもないようですし、かといって山村部は林地でもない。農地を含んだところは、どちらを見た方がいいのかよくわからないんですけど。

【石川国土調査課長】 地籍調査につきまして、進捗を4つに区分して押さえておまして、D I DとD I Dが含まれない宅地、あと農用地、林地と大きく対象を分けまして、その中でD I Dが19%、宅地部が50%、農用地が70%、林地が40%、全体の平均で47%というふうに、面積比です。

【山下委員】 わかりました。その4つの区分になっているのはいいんですけれども、都市部ということになると、例えば東京都でいえば多摩地域、これは都市部というふうに考えてよろしいんですか。そういう概念ではない。

【吉岡補佐】 多摩といってもいろいろあると思うのですが、どのような地域のことでしょう。

【山下委員】 D I Dではないんですよね。

【吉岡補佐】 いろいろあると思いますけれども、都市部はD I Dというのが当然中心でございまして、多摩といっても広くて、いろいろあると思うのですけれども、基本的には対象になると考えています。

【山下委員】 はっきり定義してないわけですね。

【吉岡補佐】 そこはあえて定義してないです。

【山下委員】 それで、どちらにウエイトを置いてしゃべればいいのかよくわからないので、それを聞いたんですけれども。

【石川国土調査課長】 この中間取りまとめで言っています都市部での対策というのは、先程御説明しましたD I Dを対象にした街区基本調査が行われているところ、ですから官民の間にあたる街区の点については、全体を網羅しています。ですから、特に人口集中地区の部分ということです。

【山下委員】 決してD I Dが遅れているだけじゃなくて、農村地域も進んでいるとは思えないんですけれども、そういう意味で都市部はどっちなんだという話、多少これははっきりした方がいいのかなというのが1つあります。

それから、都市部絡みでちょっと実態を申し上げたいと思うんですけれども、決して都下といえども技術者がいっぱいいるというわけではないんですよ。実際には担当者は事務職の人がやっていることが多いわけです。技術者は割けないということがあります。

それで、外部委託をやるということになっているんですけれども、実はそこでもう1つ課題がありまして、工程管理という部分がある。これについては自治体職員がやらなきゃいけないということになっていまして、これが実は進捗を阻害している要因になっているのをちょっと聞いてまいりました。これについては建築基準法もいろいろと問題はあるんですけれども、いわゆる公的機関を認定して、そういうところに工程管理も外部委託ができるという制度ができないものかということをおもって考えたわけなんですけれども、その辺についてはいかがなんでしょうかね。

【田中補佐】 包括委託という制度を、都市部に対しての推進策ということでやっております。そこはちょっと細かくなって恐縮なんですけれども、具体的には工程管理に係る人日についても外注の対象というような制度になっておりまして、それに基づいて地方公共団体の方で計画を上げていただくということになっておりますので、そういったところで包括委託というような手法をとっていただくのが、ある程度技術者が少ない地方公共団体での対策の手法になってくるのではないかと思います。

ただ、それは対象としまして都市部であること、その場合の都市部というのは、実はD I Dに限らずもうちょっと広い概念があるわけなんですけれども、やっているところをございまして、そこをさらに農用地とか、そのあたりまで広げていくというのは、今後、制度として考えていかないといけないという状況になっています。

【山下委員】 実はそれが結構ストッパーになっているところもあって、全体として進んでないというのが東京都の現状だというふうにちょっと聞いてまいりましたので、そこは何とか制度化しなきゃいけないかなと。

それから今、外部包括委託の中で工程管理も外に発注できるということになっているようですが、それは制度化されていますか。つまり補助対象として入っているんですか。

【吉岡補佐】 それは入っています。

【山下委員】 そうですか。それならそれで結構です。

【清水委員長】 ただ、今回の検討小委員会での議論のターゲットというのは、この報告書(案)の「はじめに」に書いてありますが、国土調査の世界では都市部といった場合、D I Dを指すわけですけれども、特に都市部及び山村部における遅れが顕著であると。こういう問題提起でやっていますので、それ以外のところは今回、一応議論の対象外とさせていただいているという位置づけなんですね。ただ、御指摘のように、この中にはそうではない全体に通用する話も当然あるわけですので、そのあたりがわかるような書きぶりにしていただければ、そういう問題はないのかなと。

最後に、もし可能なら、ちょっと節を割いて、今回の議論の対象では特になかったけれども、農地部ではこういうものがあり得るんだということがちょっと書けると、位置づけとしては明確になるかもしれないですね。その辺は時間の許す限り、可能な限りということかと思いますが、よろしいでしょうか。

そのほか、この都市部のところで何か。

【山野目委員】 少し前に藤原委員と山脇委員から問題提起があった事柄について、若干補足的に議論をさせていただきたいと思うんですが、10ページの図をご覧くださいながら議論をするのがよいと思うんですけれども、既にお話がありましたように、都市再生街区基本調査成果を3つのカテゴリーに区分するんですが、9割方のものが真ん中の黄色いゾーンのところをございますので、この図自体はきれいにできていますし、考え方の整理としてはこういうことなんだと思うんですが、裏を返して言うと、9割方まだ答えが出ていないというふうに言った方がはっきりするんだと思います。9割のところに入れ込ま

れたものが、公図の精度が高い場合と低い場合に振り分けられていく作業が、これから重要な課題になっていくんだということを、報告書のトーンとしてはもう少し強調した方がよいだろうというふうに感じました。

関連して1つ、2つ指摘させていただきますと、これはまず藤原委員が御指摘になったことの繰り返しになるんですが、地積測量図を集めていくと、早晚何とかなるだろうというふうなおいが漂うのは楽観的すぎるんだと思います。第1回の委員会でそのことを議論したわけですので、それを反映させる報告書にさせていただくのがよろしいのではないのでしょうか。

急を要する場合というのは、こちらの方が特殊な場合のように思われるんですが、むしろ地積測量図がそろわない方が原則形態だと思いますので、たまたまこの図にあるように、ブルーゾーンがぼつぼつと埋まっていく場合というのは、むしろそっちが特殊な場合なんだと思いますので、その辺がよくわかるようにさせていただくのがよろしいように思います。

全般にこの黄色のゾーンの下の方が矢印の向きが少し変になっているところと、8ページの文章と合っていないようなところもありますので、もう1度精査していただきながら、ここところが大事だよということがトーンとして強調される図になるのがよいのではないかと思います。左側の方に流れていって、補完的な調査になる方は、公図をブラッシュアップして14条1項地図にするんだと思いますし、そうではない方は地籍調査にかけて、地籍図を14条1項地図として備え付けるんでしょうし、論理的にはこの2つしかないはずでありまして、矢印が3本伸びていくのはちょっとわかりにくい部分がございますので、若干整理をしていただくのがよろしいのではないかと。

一般的にこの黄色のゾーンのところについて、法律家の感覚から常に気になるのは、都市再生街区基本調査で調べた街区外周の基礎データというのは、これは御苦労いただいて調べたものではあるんですが、必ずしも当事者の立会を伴っておりませんので、そのところが官民境界等先行調査で得られる街区調査図と違うところがありますから、単純に公図と現況が一致するとかしないとか、程度がどうであるとかいう観点にとどまらずに、その辺の権利関係にかかわる部分についても注意を払いながら、いずれにしてもこの真ん中の黄色のゾーンのところについて宿題が多く残されているということを強調していただくのがよろしいのではないかと。

嘆いているばかりいる文章にしてもよろしくないんだと思いますので、実際にこの黄色のゾーンの作業を実施してみて初めて課題に気がつくという場面もあると思いますから、

難しい、難しいとばかり言っている必要もないと思いますが、今後の課題であるということが明確な書きぶりにしていただければ、大変よろしいのではないかというふうに感じます。

以上でございます。

【清水委員長】 いや、本当にありがとうございました。ですから、この図はいろんな意味で誤解を与える可能性があるということで、ここで2つに振り分けて、順調にいけばどんどん完成していくようなところ、ただ残念ながらそういう地域はまだまだそう多くはない。それ以外のところでは、要は原則として、地籍調査をしなければ話にならないんだということかと思います。ですから、山野目先生が言われた振り分ける作業はこういうことで。

統計がきちっとあるんでしょうかね、全体で1～2%ぐらい。統計的にはないですか。感覚的な話ですね。

【藤原委員】 私自身はですね。

【清水委員長】 ですから、平均的には数が限られているというのが前提で、ただ地域によっては結構取引がなされているところもあるという、そのあたりがわかるような表現方法にすることと、課題が多いということは素直に書いた方がよい。この図のとおり素直に待っていれば、そのうち10年後には完成ということではないということですね。

【山脇委員】 統計的なところなんですけれども、平成17年についての分がありまして、これをどうお見せしたらいいのかわかりませんが、例えば東京で言うと0.89%、大阪で言うと1.33%という形で、大体藤原委員がおっしゃったような形で1%ですね。総筆に対しての比率で言うと、それぐらいの形で1年間に出されているということですので、ほぼ同じような数字が出ています。

【清水委員長】 なるほど。その資料をぜひ事務局へよろしく願いいたします。ありがとうございました。大変重要な御指摘を皆様方からいただいたかと思います。

1回ここで切らせていただいて、山村部の方に入りたいと思いますが、第2章に相当しますが、いかがでしょうか。原さん。

【原委員】 11ページから、外部の専門家を活用するとか、包括委託をするとか、そういうものを検討すると書いてありまして。そういうことで大変いい報告になっていると思います。

ただ、これから着手する地方自治体が全体像、私どもの地籍調査は何年かけて、こうい

う順序で地籍調査をするんだよと。そういうのがおそらく今までなかったんだろうと思うんです。ただ地籍調査をするよという説明はするんですけど。もしそういうことがきちっと住民に啓蒙活動ができていれば、D I Dが19%で、林地が40%、農地が70%とか、そういうのではおそらなくて、地籍調査のその地域の優先順位に従って実行されてきたと思うんです。どうも今までのやり方を見ると、やりやすいところからやってきて、やりにくいところは後回しだと。

ですから、それは全体像がなくて地籍調査をやり始めたので、どうしても難しい部分については後回しになっちゃうので、できればこれから地籍調査を推進するに当たっては全体像を示して、10年で終わるんだと。それで、こういう順序でやるんだと。なおかつ継続性を持たせるんだと。その辺をきちっとしないと、いつまでたっても人口密集地はうまくいかないとか、いくところはどんどんいっちゃうとか。そういうことが起こりがちですから、山村部についてのこういう文章は大変よくできたような感じがしますが、それを単年度主義にある程度アローアンスを持たせて、10年で全体像はこういうふうにくんだと。そういうやり方でやらないと、いつまでたってもこの部分はうまくいかないよと。いくところはどんどんいっちゃうよと。そういうことが起こりますので、この報告はこの報告でいいんですけども、そういう指針がなければやっちゃだめだよ。そういう指針を持ってやりなさいと。そういう指導を国交省はすべきじゃないんでしょうかね。そういうふうには私は思います、これを見ていると。

【清水委員長】 ありがとうございます。それはいかがでしょうか。

【石川国土調査課長】 国全体としましても10箇年計画でこの事業を進めていまして、それは緊急を要するところへの調査ということで、10箇年、10箇年で今来ておりますので、当然、自治体それぞれが急を要するところについて早くそういう措置をする。ですから、県あるいは市町村レベルでそういう計画的な取組をしていくのは非常に重要だと思いますが、その中で都市部ばかりではなくて、山村部でもここで書かれています状況がございますので、そういう内容も十分考慮されて、優先度に反映されていくような形で進めていくべきだろうと思います。

【原委員】 優先順位が先のものからずっとやっていくならいいんですけど、どうも今までのを見ていると、やりやすいところからやっている。その辺をもうちょっときちっとしないと、こういうことはどうしても、例えば外部委託をうまくやるとか、そういうことをやってもやっぱり起こるような気がします。ですから、その辺をもう少しお考

えいただいた方がいいような気がします。

【清水委員長】 やりやすいところからやってきたというのは実際そうだと思いますけれども、それはなかなか文章化しにくいというのがありますから。ただ、単純に何年で47%だから、あと何年たてば100%かといったら、決してそうじゃないと。ただ、絶対やらなくてはいけなくて、小泉総理のときは5年で半分、10年で概成でしたっけ。何かありましたね。そういう方針を掲げたわけですから、まずは都市部、そして高齢者の方が多い山村部というような感じのことを、「はじめに」のところにもうちょっと醸し出した方がいいのではないかなと。緊急事態になっているような雰囲気ですね。

【藤原委員】 筆界確認なんですね。山村地域の場合はここに書いてあるとおり、大変だというのはよくわかります。それで、筆界確認案を本人に送って一応了承をとってということで、いわば立会の弾力化ということなんですけれども、通常的地籍調査、平地と違って公図は精度が相当悪いと思いますので、そういう位置確認の資料がないと。

したがって、精通者の方の協力を得て確認するというのが主体になると思うんですが、精通者の方だけで確認して送って、了解をとってとなると、精通者の方といっても、これは人間ですから思い違いがあったり、いろいろ問題が起きる可能性があるから、精通者が確認するときに必ず代理人、本人が一番いいんですけれども、本人は来られないということですから、代理人は必ず立会をするということを条件にすべきだと思います。

これを見ると、精通者や立会人と言って、どちらでもいいように読めなくてもないんだけれども、必ず代理人の立会というのは必要だという前提に立った方がいいんじゃないかという気がします。通常の一般の場合は公図と現地が合っているなど、客観的資料においても筆界がはっきりしている。だから、どうしても来られない人の場合はそれを送って、本人の承諾をとればいい。

そういうことで前回の第5次を始める前のときに弾力化というのでそういう形になったんですけれども、それは客観的にある程度きちっと決まってくるからということだったんですけれども、山は決まらないと思うんです。だから、必ずだれかが立ち会うという、代理人でいいですから、必要じゃないかと思いますけど。

【清水委員長】 いかがですか。これまでも代理人は可能だったんでしたっけ。

【吉岡補佐】 今までは先生がおっしゃられるとおりで、制度的には特に遠隔地の人などにおいては代理人を活用することで、その代理人が来られない場合においては客観的な資料が存在する場合においては、筆界案を用いて国に求めることができるということはや

っております、そのときに郵送で確認という話が出てくるんですが、おっしゃられることはわかりますし、なるべくそういうものは準備したいと思えますけれども、実際問題、非常に高齢化していたり、遠隔地にいてもそもそも立会に来ないという方が結構いますので、そうすると都市部の場合は境界確認にかなりセンシティブなところもございますが、山は必ずしも同じかという議論もございまして、精度の問題もございまして、そこはあまり厳格に代理人を絶対置かなければいけないという話になると、なかなか難しいのではないかなど。

【藤原委員】 今言われた客観的な資料があれば代理人は要らないと思います。客観的な資料はないでしょ。

【吉岡補佐】 そうです。客観的な資料のところを今後議論させていただきたいなと思います。

【清水委員長】 代理人が客観的資料とやっていったときに、もう1個メニューを増やしたいという、精通者という人の。

【藤原委員】 代理人が客観的資料があれば、それはいいとは思うんですけどね、要件としては。

【吉岡補佐】 そうです。「客観的な資料」という言葉のたぶん解釈の違いなんですけど、私どもの方では精通者によってつくったものも客観的な資料だろうというふうな認識をしております、そこがちょっと緩めすぎだという議論もあるかもしれませんが、そこは今後議論の余地があるかなど。

【藤原委員】 精通者でも思い違いって人間はあるでしょ。それはちょっと心配があるような気がしますけれども、そういう観点も入れておいてください。

【原委員】 これを見ますと、運用に配慮する必要があると書いてありますので、おそらく委任状かなんかあって、代理をするんじゃないかと思うんです、実際のところは。現地精通者だけでぱっぱと線を引くのはかなり危険なことから、私ども林業に携わっている者から見ると。それで、たぶん委任をいただくんだと思うんです。

【藤原委員】 だから、その委任をいただくというのは必要じゃないかと思うんです。

【原委員】 そういうことをしないと、いくら運用に配慮しても難しいんだと思う。通常、外部に委託するにしても、いわゆる民の境界に杭を打つということはかなり重大な作業ですので、おそらく委任を受けるような形になるんだと思います。

【清水委員長】 現地精通者の方にまず案をつくっていただくということを委任してい

ただということですね。そういう作業の委任をしていただくと。ただ、その案に当然賛同する必要はないわけですね。案を現地精通者につくっていただくということで委任していただくと。それはできるでしょうね。案ですから、これは。

【原委員】 人工林の場合は大体物証がないといっても物証はあるんです、専門家が見れば。ところが、天然林の場合は何もありませんね。ですから、その辺はわかりませんが、人工林の場合はほとんど物証が出てきちゃうんです、個々に追っていくと。それはかなり精通した者じゃないとわからないんですけれども。それで、現場でここが境界ですよ、こういう木がこうなっているでしょうというので理屈をつけて説明すると、ああ、そうですねということになるんですね。

【清水委員長】 わかりました。このあたりは今後のことを書いていますので、書きぶりをそのあたりを踏まえたような書きぶりに変えれば。

【原委員】 私はこのくらいでいいんじゃないかと思えますけどね。

【清水委員長】 そうですか。ですから、その辺に課題があるよということが伝わるような書きぶりですね、そういう形にしていただければと思います。

そのほかこの山村のところでいかがでしょうか。では、また時間の許す限り前に戻りたいと思いますので、3章、地籍調査の推進に向けた環境の整備というところについて御意見をいただきたいと思えます。

【山脇委員】 まず初めに2のところ、「土地家屋調査士など登記所備付地図作成作業に精通した」ということをご認識いただいているということに感謝したいと思います。ご存じのとおり、土地家屋調査士はこれまで法務局の登記官とともに14条地図作成作業に取り組んできておりますけれども、地籍調査についても地域によっては実績がございますし、実績がまだないところにおきましても、私のおります大阪の方の公共嘱託登記土地家屋調査士協会なども平成14年から地籍調査オープンカレッジという形で全8回の研修を行って、当時の鮫島課長にもおいでいただいて研修をしているという形で、前向きに取り組んできていますので、そういった面からも土地家屋調査士を有効に活用していただいて、促進していただければなと思っております。手前みそなんですけれども。

【藤原委員】 客観的にもそうですね。大変一生懸命先生方はやっておられますから、ぜひそういう方法で御活用をお願いしたいと思います。

【清水委員長】 そのあたりのこれまでの御努力のようなものを、この2というところにもっと書いた方がいいですか。

【山脇委員】 いえ、それは。いえいえ、そこまでは。

【清水委員長】 ちょっとさらっと書いてあるということですね。

【山脇委員】 ありがとうございます。

【清水委員長】 そのほか、特にまた法務省との連携というところが大きくスペースを割いている重要なところであろうかと思いますが、関係の先生方はこのあたりはよろしいでしょうか。

【藤原委員】 これは一番重要なところだと思うんです。今までどちらかという地籍調査は地籍調査、法務局の方の地図づくりは全く地図が混乱して、どうにもならないところだけ法務局の方で地図をつくるというようなことで、よく言えば2本柱みたいな形でやっていたんですけども、そうじゃなくて、もちろんそれも重要ですけども、お互いのノウハウを有効に使って、しかも組織的に連携をとってやるということは大変重要だと思うので。例の今回の街区調査なんかを起点に、これは本当の連携、公図のデジタル化というのはかなり国交省の協力でやっていただきましたし、本当にお互いのノウハウを十分出し合うような強い連携、そういうのを今後やっていく必要があるんじゃないかと思いますので、ここにこういう形で打ち出していただいたということは大変意味があるというふうに思います。

【山野目委員】 18ページの今座長から御示唆のあった法務省との連携のところ、いずれも2点とも意見といいますか、感想にとどまることを申し上げます。

6.2の最後のところですけども、「また」とある最後のところは今までもいろんなところで散発的に言われてきたことなんです、簡単に言いますと、街区の外側を地籍調査などで効率的、機動的に決めて、その中は法務局の方でやらせようというようなアイデアが語られているわけでありまして、これは大変魅力的な考え方だと思いますから、ぜひお進めいただきたいというふうに思います。

それから、その上の6.1の一番最後の「ただし」のところなんですけれども、地籍調査のプロセスで筆界未定で終わるおそれが出てきた部分について、新しく創設された筆界特定制度を活用して、そういうふうになることを避けようというのも大変おもしろいと言いますか、魅力的なアイデアだと思います。なおかつ、そのこと自体は今までも指摘されてきたところなんです、ここで地籍調査資料の活用によって測量費用を軽減するということの仕組みを考えようというのは非常に斬新な御指摘で、これは具体的に費用をどういうふうに通ずるかというものは具体の案件を見ながら、モデルのようなものをつくって

ただくという御工夫がたぶん要るんだらうと思いますが、是非していただきたいというふうに思います。

付け加えますと、ちょっと残念だなというか、これはどうしようもないんだらうなというふうに思います。課題として確認をしておきますと、やっぱり申請手数料はまけられないんですね。地籍調査をやっているのに、筆界未定がクローズアップされたんだよということになって、地権者に困りましたねと言うと、地籍調査でやっているから、いろいろ資料も整っているんで、測量は安く済みますよと。それじゃ、やりますかというふうに言うと、でも申請手数料だけは払っていただきますということになるので。これはご存じのように政令で手数料が決まっていますから、いくら頑張ってもまけようがないので、それは現行制度上しようがないんだらうなと思うけれども、そこが筆界未定でなくなることによって、その地籍調査の成果が非常に格の高いものになって、地図としての備えつけができるという意味では、公共のために還元されていく事柄であるという側面もあるわけがありますので、なかなかこの辺はつらいなという感想を抱きました。

以上でございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。私もこの筆界特定制度の活用をするという表現が、地権者の方からすると、地籍調査をやってくれば自分はお金を払う必要はないわけですね。筆界特定の場合はお金を払わなくちゃいけない。それを活用して地籍調査を進めると言われると、自分だけお金を払って、本来なら国や県や市がやってくればお金がかからずに済むのにという感じも若干するところがあって、その辺ちょっと背景を書いて、両輪でいくなだということがわかるようにしてもいいのかなという、名案はないんですけれども。特に第2段落目を見ると、「その活用を図って一筆地調査における市町村等の負担を軽減し」という、市民のためじゃなくて、市町村のために活用するような感じがしちゃうんですね。市町村向けに書いているような文章かなというところがあって。

【山野目委員】 今、座長にお話しいただいたので、ややしり馬に乗ってもうちょっと付け加えさせていただければ、この申請手数料の問題は御案内のとおり、筆界特定制度の創設の検討をしたときの議論の経過等の関係で、少し恨み節みたいなのところがありまして、あの制度の立案に際してこの筆界特定手続にあたるものを職権で開始することが可能であるという制度を入れつつ、職権開始の場合には国庫が申請に係る費用を負担するということがアイデアとして盛り込まれていたんですが、一律にそういったものを導入することへの慎重論があって、見送られたという経緯があったわけで、それが今またここで、座長か

ら、活用という言葉は誤解を招くので、気安く使うなというおしかりをいただいたことにつながってくるんだろうと思います。

これは報告書に入れていただくというほどまで強いお願いをするものではなくて、私の発言として議事録に残していただければよろしいんですが、将来的にはこの地籍調査なんかと連動して始まったんですというふうな一定の事務上の絞りが確認できる場合には、政令で定められている申請手数料を、これも全額国が持ってあげるところまでいかどうかということはともかくとして、少なくとも若干軽減するという工夫を盛り込んでいった方が、地権者の協力も快くしていただけるのではないかという感触を抱いています。

以上でございます。

【清水委員長】 ありがとうございます。その辺ちょっと御意見を踏まえて、このあたりの書きぶりを若干修正していただければなと思います。そのほかいかがでしょう。

【堤委員】 前回、今日もちょっと説明していただいた林野庁との連携ですね。それはこの第3章になるのか、あるいは山村のところになるのかわからないんですけども、少し書いていただければありがたいなと思うんです。公共事業との連携だけじゃなくて、公共事業とは言えないけれども、森林の整備ですね。間伐とか、そういうものはあまり公共事業とは言わないかと思うんですが、林道なんかは入るかもしれないけれども。山村そのものは崩壊しつつあるわけですからね、林業そのものが。その基礎的な資料として、地籍調査というのも非常に大事だということで。あるいは森林組合の活用ですね。森林組合がそういう能力がない場合ですと、それに代わってやるような県での造林会社ですとか、いろんなものがあるわけですから、県とか公共団体の活用とか、前回申し上げたところをどこかちょっと入れてもらえるとありがたいなと思うんですがね。

【清水委員長】 そうですね。関係省府庁との連携というのはいろんなところで出ていますが、ここの最後の3章で法務省との連携というのだけ大きく出ているものだから、ちょっと見えづらいのかもしれないですね。

【堤委員】 そのところは一番大事なところですよ。要するに法務省とかは地籍調査そのものですから。どこかにさらっと書いていただければありがたいです。

【清水委員長】 これは3章じゃなくて、2章の方でもよろしいですか。

【堤委員】 結構です。

【清水委員長】 全体のトーンとしては、連携が必要なのは何も法務省だけじゃないというところですね。このあたりもちょっと加味していただければと思います。

あと、私もしり馬に乗らせていただくと、総務省との連携というのが重要じゃないかなといつも思っていて、市民からすると、なぜ地籍が進んでなくて今問題だと国に言われると、ちゃんと登記してあって、ちゃんとそこへ行けば図面があって、面積もわかるのに何で整理されてないんだと言うんだと、変じゃないかという疑問と、もう1個はちゃんと固定資産税を払っているのに境界が不明だと言われていたら、これまで払ってきた税金ってどうやって出しているのっていうのがあるわけです。ですから、市民の不安というか、そういうような懐疑心からすると、47%しか済んでなくて、大変な状態なんだと言われたら、その2つが私はすぐ思いつくんですね。

そうした場合に固定資産税のところとうまく連携して、彼らは彼らで地番図とか、地番現況図というのをつくってやっていますよね。それと地籍調査との関係自体、どうなっているのという、ひょっとして国全体からすると、ものすごく二重投資的なことをやっているかもわからないですよ。そのあたりが気になるんですよ。見えにくい部分なんですね、国民からするとちょっと。

【堤委員】 関連しまして、私も固定資産税課長を自治省でやっていましたけれども、ただものすごい大量の土地を一括、一定期間に評価をするということで、地目そのものは見ればわかるということで現況なんですけれども、地積については本来、本当に正しく測っていくべきなんですね。それはなかなか固定資産税の評価のためだけに測っていくのは大変なことなものですから、実は一切それは課税当局ではやってないんです。それはもちろん登記簿の地積を活用している。だから、登記簿そのものの地積で、地籍調査が進んでそれを訂正していただければ、それをそのまま受けてくるわけで、市町村の課税当局で独自に地籍とか、そういうものをやっている二重投資ということはないというふうに理解したんです。

【清水委員長】 登記簿をそのまま使っているんですか。

【堤委員】 使っています。

【清水委員長】 空中写真で上から読んで線を引いて、地番現況図をつくっているとか。

【堤委員】 そうじゃないと思います。

【清水委員長】 税金はあくまでやっぱり登記。

【堤委員】 地積そのものはそうですね。

ただ、私も一言言おうかなと思ったのは、課税の適正化、あるいは公平化の観点から地籍調査をもっと進めるべきだなと思うんですけれども、それを逆に2ページの地籍調査の

遅れに伴う問題というところで書けないかなと。ただ、これは都市部だけに限られているものですから、都市部も山村部も固定資産税というのは両方あるわけなんですけれども、地籍調査の遅れによって固定資産税の課税というか、評価というか、負担というか、その公平化・適正化が非常に損われていると思うんです。これはいつかきちっとやっていかないと、だんだん納税者の関心が高まってきていますので、今までは縄延びとかで税負担が軽いので、まあ、いいんじゃないか、納税者に有利だからいいんじゃないかと言っていたけれども、それでは済まなくなっていると思うんです。やっぱり課税の公平ということからは、そういう意味ではどこか書いてもらいたいなと。

【清水委員長】 やっぱり国民からすると、それが一番重要な部類に入ってくることですよね。

【堤委員】 パンフレットなんかでは書いていますね。最後の方ですけどね。あんまり表立って増税ですよ、増収ですよと。だから、市町村長も協力してくださいというのは。

【清水委員長】 市町村向けにはいいんですよ。そのあたりは判断にお任せして。ただ、そういう御意見があったということは大変重要だと思います。

【堤委員】 どこかに書いたらいいと思いますね、課税の適正化、公平の観点というのは。

【清水委員長】 私も書くべきだと思いますけどね。ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

あとまだ若干時間がございますので、1章、2章、3章全体でまだコメントしておきたいということがございましたら、ぜひお願いしたいと思います。全体を通して。

【堤委員】 修文でよろしいですか。1ページですけども、1ページを見ていて、3行目で「その進捗率は、全国で47%」ということで、これはいつの時点かなというふうに考えたわけですね。これは平成18年度末なんですけどね。そうすると、下を見たら、都市部における地籍調査のところの1.1で、地籍調査はなんて定義しているわけです。これは両方にまたがる話だし、「本調査は昭和26年に制定された国土調査法に基づき実施されているが」とか、こういうものは上へ上げていって、しかもそれは10箇年で今進めておりますよと。平成18年度末で47%ですよということは上へ上げるというふうになると思うんです。ここはさらっと都市部においては19%ですと。それは山村のところと合うんじゃないかなと思うんです。これは修文ですけどね。

【清水委員長】 ありがとうございます。地籍調査のここの定義的な説明というのは

何も都市部にかかわることだけじゃないですから、その前に持っていった方がいいですね。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょう。今のような御指摘をたくさんいただくと、非常に事務局としても助かるかと思えます。

私がちょっと気になった点、1点ですが、小さいことですが、4ページの最後のところですが、「街区点の設置者が行政であるか民間であるかなどの情報」と書いてあるんですが、これはどういう意味ですか。

【吉岡補佐】 街区点をだれが設置したかというのがわかるように、点の記の話なんです。背景情報というか、経緯情報をはっきり残すことなのですが。

【清水委員長】 例えば街区点は民間が設置するってどういうふうにしますか。

【吉岡補佐】 ああ、そういうことですか。

【田中補佐】 街区点というのは公図の四隅にあたる位置を測っておりますので、現地で歩道と車道との区切りで、そこにちょうど杭があれば、もちろんそれを測っているんですけども、ないところはこれを測りましたというふうに写真で近景、遠景と記録をとっていますので、そういうのを残しているというような。

【吉岡補佐】 そうじゃなくて、民間の街区でそういうことはあり得るのかっていうことだと思いますが。

【田中補佐】 杭があるときに、その杭がどういうものであるかと。例えば区画整理をしたときの換地処分をしたときの杭であるのかとか、たまたま……。

【事務局】 既存にある杭を使っている場合ですね。

【田中補佐】 そうです。民地同士で、お隣同士で杭を打ったものを使っているとか、その状態。

【清水委員長】 都市再生街区基本調査において、新たに設置した街区点という意味ではないんですね。

【田中補佐】 ええ。設置というか。

【清水委員長】 使った街区点。

【田中補佐】 あるところを測っているわけなんですけれども、都市再生街区基本調査の中では街区点に幾つかランク分けをしております、一番高いのは区画整理の換地処分の杭、それからあとは単にいわゆるへりを測ったというようなランク分けでやっています。

【清水委員長】 行政であるか民間であるかなどの情報を把握することも可能となった

という、すごいことだという気がするんだけど、これはすごいんですか、それがわかると。

【田中補佐】 そうですね。分類分けをしたという。

【清水委員長】 それが後続の地籍調査を推進するということに対して、何らかのいい影響を与えるということなんですね、ここに書いてあるということは。可能となったということですから。

【田中補佐】 特に精度が高いところ、区画整理をやった場所とか、そういうところは筆界をそもそもつくっている場所ですので、そういうところは住民の皆さんの立会を経ることなく、正式な地図にすることが出来ますので、そういったところで筆界をつくった場所であるかどうか分かるというところでは意義があったかと思います。

【清水委員長】 なるほど。ありがとうございます。そのほかいかがでしょう。

【山脇委員】 8ページが一番下の部分なんですけれども、先程の地積測量図関連のところなんですけど、一番下のところに「筆界特定書や立会済みの実測図」という形で書かれているんですけど、この立会済みの実測図というのは、私としては売買のときなどに境界確認したときのものであるとか、筆界確認書と呼ばれるものかなと思うんです。

これについてなんですけれども、よく私たちが業務をさせていただく上であることなんですけれども、最初は「ここは過去に立会なんかやったことはありませんか」とか、「図面はありませんか」と言っても、「いや、ないです」、「そんなのはわかりません」とかおっしゃっているんです。でも、よくよく詳しくお話を聞いていくと、どうもこれは絶対に立会をやっているんじゃないかというようなことがわかってくるんです。「すみません。権利書とか分筆して直してあるところをもう1度見ていただけませんか」、「一緒にある書類の中に図面なんかはありますか」と、そこまでお尋ねすると、「ちょっと待ってください」ということで確認されたら、図面が出てくるなどということもよくありまして、それでやっぱりあったという形になることもあります。

ですから、地籍調査されるときには、前もってそういう情報を得るために、ちょっと手間はかかりますけれども、丁寧にその辺の聞き取り調査をしていただいて、突っ込んだ質問もしていただくと。最近は宅建業法との絡みもありまして、売買する際には測量するということが一般的ですので、かなり隠れた私的な図面を拾い上げることができると思います。聞き取りには時間がかかりますけれども、結果的に資料が出てくればかなりの時間を節約することができますので、その辺ぜひやっていただいたらいいんじゃないかなと思います。

ます。

【清水委員長】 ありがとうございます。そういう可能性があるということをぜひ書いていただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。大体時間ですが、どうでしょうか。今日御指摘を頂戴したもので、書きぶりの話に係ることが多いですが、重要なこととしては特に都市部のところの10ページの図8という大きな図に係ることですね。このあたりは特に関係の委員の先生方には再確認していただいた方がいいかと思しますので、この取りまとめ(案)を完成させた段階、修正した段階で、1回委員の皆さんにメールとか郵送でお送りいただいて、確認をしていただければと思います。その他、それ以降生じたことについては私に御一任いただいて、各表現、そのあたりはお任せいただければと思いますが、よろしいでしょうか。では、そういうことにさせていただきたいと思します。

大体時間でございます。3回にわたる検討小委員会で行っていただきましたけれども、活発な御意見を頂戴してありがとうございました。また、議事進行に協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

これにて検討小委員会としての議事は終了させていただきます。

【石川国土調査課長】 どうもありがとうございました。本日、ご議論いただきました中間取りまとめにつきまして、後ほど修正の点につきましては、先程委員長の御指摘のとおり、再度各委員に御確認いただく点と、また委員長に後ほど御確認いただく部分とございますけれども、これが取りまとめできました段階におきまして、後ほど土地政策分科会の企画部会におきまして清水委員長から報告していただく予定となっております。

それでは、閉会に当たりまして、土地水資源局長小澤より御挨拶申し上げます。局長、よろしく申し上げます。

【小澤土地水資源局長】 長時間にわたり熱心な御議論をいただき、本当にありがとうございました。私、実はこういう議論を聞かせていただくのは初めてでございまして、今まで外から国土調査のあり方というものを多少議論させていただくことはあったんですが、今日、本当に先生方の御意見を伺いまして、林業の世界、あるいは土地家屋調査士さんが果たしてこられた役割とか、地方公共団体や法務局とのいろんな業務の連携とか、非常に実務、それから現実に行われていることで教えていただくことが多かったというふうに思っております。

国土調査は本来、国がきちっとやるべき重要な仕事だということは言うをまたないわけ

でございますけれども、最近、いろんな意味で重要性が増してきていると思っております。それは1つ、都市再生とか、災害復旧とか、実は国土調査が本来、粛々と進めていくこととは別な用向きからも求められていることもございます。それから、景気が回復して土地取引が活発化してくれば、そういったものにどうトラブル防止で安定化していくかとか、いろんな意味で地籍調査に寄せられる期待、重要性の認識が広まりつつあると思っております。その重要性が広まれば広まるだけ、また結果を出すということもかなりきつく求められているところにあるわけでございます。今日国土調査課を中心にいろいろ議論を整理させていただいて、たたき台として出させていただいたものも、そういう意味ではちょっと戦術的なところに特化したきらいがあったかもしれません。ただ、我々としては、国土調査で今できること、洗い直して今まで当たり前と思っていたようなことをもう一遍見直して、できることはどんなことも一生懸命やって、その成果を国民の皆さん方に見せていくということをきちっとやっていきたいと思っているわけでございます。

そういう観点から、とりあえず今回いろんな報告、御議論をいただいたものを受けまして、我々なりにまた今後に生かしていきたいと思っております。

もっともそういうことだけではなくて、いろいろ御指摘がございました国民の権利義務を確定するためには手続をきちっと踏むとか、本来、粛々とやるべき、きちっとやるべきこと、急いでやるべきことがあるという、国土調査本来の役割というものは十分認識しておりまして、またこれも引き続き、今回の報告でも一部修正的に触れさせていただくことになると思いますけれども、こういった日々の議論も踏まえつつ、またさらに議論をきちっと深めて、これからの国土調査をできるだけきちとした形でやっていく参考にさせていただきたいと思っております。

本当に今日は私自身も勉強させていただきましたけれども、熱心な御意見をいただきましてありがとうございました。是非これを生かして、今後とも国土調査を一生懸命やらせていただきます。今後またいろいろ御指導いただきますように、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【石川国土調査課長】 それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。委員の皆様方には、引き続きまして地籍調査について御指導いただくことになると思いますが、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

了